

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
八千代町	西豊田地区	令和4年3月9日	

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	764ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	504ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	410ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	88ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	197ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	201ha
(備考)	

注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

- ・担い手の高齢化が進行し、担い手及び労働力が不足している。
- ・地区的水田についてはほぼ基盤整備が完了しており、担い手への農地の集積・集約化もある程度進んでいるものの分散錯闇しており、小区画なほ場も多いため、効率的な作付けに支障がある。
- ・基盤整備後相当年数が経過しており、経年劣化により耕作条件が悪化しているほ場がある。
- ・畑地については基盤整備が未実施の地域が多く、排水に課題を抱えるなど耕作条件が悪く小区画なほ場も多いため、地域において基盤整備に対する機運が高まっている。
- ・相対での貸し付けが多く、所有者が借り手を選ぶ状況が見受けられる。
- ・梨農家については減少傾向にある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・地域の農地利用は、認定農業者などの中心経営体である74経営体が主に営農していく。
- ・農地中間管理機構の活用などにより、中心経営体である担い手を中心にさらなる農地の集積・集約化を促進する。
- ・基盤整備未実施のほ場や小区画のほ場、経年劣化により耕作条件が悪化したほ場などについて、農地の集積・集約化及び担い手の効率的な営農を促進するため、必要に応じて基盤整備事業の活用に向けた地域の機運醸成を図る。
- ・担い手である認定農業者は、集落や地区の範囲を超えて営農している現状を踏まえ、必要に応じて周辺地区の担い手への農地の集積・集約化を検討する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

県や農業委員会など関係機関と連携し、確実な農地利用を促進し、さらなる農地の集約・集積化を目指すため、営農継続が困難となった農地所有者に対し農地中間管理機構への貸付を推奨する。

県営畠地帯総合整備事業の採択に向け地域での調整を進めている若地区については、事業と併せて農地中間管理機構を活用し、農地の集積・集約化を図っていく。

他の地区においても、農地中間管理機構の活用により、農地の集積・集約化及び相対での貸借の解消を図るために、地域ぐるみでの取り組みが重要であるため、地域での話し合いを積極的に行うとともに、地権者等に対する説明会の開催を検討する。

基盤整備への取組方針

若地区については、県営畠地帯総合整備事業の採択に向け、農地中間管理機構の活用による農地の集積・集約化を併せて検討し、引き続き農地所有者及び耕作者との調整を進めていく。

その他の地区については、人・農地プランの推進や土地改良区、地元維持管理組合による地域活動、仁江戸地区資源保全協議会による多面的維持活動等による地域の話し合いを通じて農地の集積・集約化を図るとともに、必要に応じてほ場の大区画化や用排水再整備、耕作放棄地の解消などの、再整備を含めた基盤整備について、地域の機運醸成を図っていく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく鳥獣被害防止計画を策定し、県や町、獣友会鬼怒支部八千代分会と連携して、鳥類は銃器による有害鳥獣捕獲の実施により、アライグマやハクビシン等については積極的な箱罠の設置による捕獲により、被害の減少に努める。

自然災害対策への取組方針

暴風雨等の被害防止や農家の安定収入確保のため、防風ネットの設置や農業用ハウスの強靭化などの推進、園芸施設共済や収入保険などセーフティーネットへの加入を促進し、持続可能な農業経営の確立を目指す。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		営農類型	経営面積	営農類型	経営面積	農業を営む範囲
計	74経営体		304.7 ha		506.0 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。